



つながりをたやさない社会づくり

～あなたは一人じゃない～

赤い羽根共同募金・地域生活支援公募配分のご案内

社会福祉法人 長野県共同募金会
茅野市共同募金委員会

地域の中で孤立をなくす活動を支援するため、下記の内容で共同募金配分事業を公募いたします。

1 配分対象事業と配分対象団体

《孤立をなくす地域住民による包み支えあい活動》

会の事業目的を明記した会則等を有する非営利団体で、概ね1年以上の会の活動実績を有する次の団体が対象とします。

・住民組織団体（地区社協、区・自治会（連合会含む）、ボランティアグループ、NPO団体）とします。

※地域福祉配分事業の配分対象となる事業は除きます。

上記について本年度も、新型コロナ感染下の福祉活動を応援するため、フードバンクや子ども食堂等の食支援、居住支援や居場所づくり、相談支援の活動など、いのちをつなぐ支援活動や日常生活に困難を抱える人の支援活動（つながりをたやさない支援活動）も配分対象となります。

■配分対象例示

※1：地域で孤立するおそれのある人の例

ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、DV被害者、不登校、ニート、ひきこもり、ホームレス、経済的困窮者、独居高齢者、介護者、被災避難者、地域に暮らす外国人など

※2：孤立をなくすためのしくみづくり及び活動の例

- ・しくみづくりの例…専門機関による地域での孤立を発見するための相談支援事業、地域で孤立状態にある人たちを支えるための関係機関のネットワークづくりなど
- ・活動の例…こどもの居場所づくり（子ども食堂等）、いじめやひきこもりに対応した地域でのサロン活動、経済的困窮者の中間的就労の為の事業、障がいがある人の就労の場づくり、DV被害者のシェルター運営、不登校の子供のフリースクール、ひきこもりの人たちの居場所づくり、ホームレスへの支援、災害広域避難者への支援、在住外国人の支援、家族介護者の支援など



2 助成の対象となる活動の期間

令和5年4月1日から1年以内の間に行う事業

3 申請書の入手及び提出先

申請書は、茅野市共同募金委員会（茅野市社会福祉協議会内）でもお渡ししています。
配分を希望する場合は、申請提出期限までに茅野市共同募金委員会（茅野市社会福祉協議会内）に下記の書類を提出してください。

提出書類

- ア 「地域生活支援公募配分申請書」
- イ 定款または会則または規約
- ウ 前年度（令和3年度）事業報告・決算書
- エ 団体の活動内容が分かる資料（会報、機関紙、パンフレット等）

4 配分額

配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）とし、配分額は1団体5万円を限度とします。

5 申請受付期間

令和4年10月3日（月）から令和4年11月30日（水）まで

6 配分の決定時期

令和5年3月末頃

7 お問い合わせ先

茅野市共同募金委員会（茅野市社会福祉協議会内）

住 所：茅野市塚原二丁目5番45号

電 話：73-4431

F A X：73-8030

メール：support@sharara.or.jp

担 当：総務・企画係

